

# 7月20日(日曜日)は 第27回参議院議員通常選挙の 投票日です

選挙当日の投票時間等に変更があります。(詳しくは裏面)

## ◇ おかわ町で投票できる方

おかわ町で投票できる方は、満18歳以上(平成19年7月21日以前に出生)で日本国籍を持ち、次のいずれかに該当する方です。

- ・生まれてから引き続き、おかわ町の住民基本台帳に登録されている方。
- ・令和7年4月2日までにおかわ町に転入の届け出をし、令和7年7月2日現在もおかわ町の住民基本台帳に登録されている方。
- ・令和7年3月20日以降に転出し、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない方。

◆転入・転出など住所を異動される時期により、おかわ町で投票できない場合があります。ご不明な点は町選挙管理委員会へお問い合わせください。

## ◇ 投票所入場券

投票所入場券は6月27日から順次発送しています。

町内全域に届くには **1週間程度お時間がかかります。**

投票所へお越しの際は、投票入場券をお持ちください。(投票入場券を持参しなくても投票できますが、ご本人確認等を行うため、受付に多少お時間がかかります。)

## ◇ 投票用紙の書き方

参議院通常選挙の投票用紙は2種類あります。「選挙区選挙」の投票と「比例代表選挙」の投票となります。

いずれも余分な事項を書くと無効票となります。書き違いや投票用紙が破れたりした場合は、投票所の係員に申し出て新しい投票用紙と取り替えてください。

### ◇ 投票所ごとの投票できる時間

投票所ごとの投票できる時間は「裏面」のとおりとなっています。お間違えの無いようご注意ください。



### ◇ 投票日に投票ができない方

冠婚葬祭、仕事やレジャーなどで投票日に投票できない方は、『期日前投票』ができます。また、遠方に滞在されている方、指定病院や老人ホーム等に入院・入所されている方は、『不在者投票』ができます。入院・入所先又は町選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆期日前投票所・不在者投票所については、裏面をご確認ください。

◆不在者投票は、あらかじめ「不在者投票の投票用紙等の請求書兼宣誓書」に必要事項記入のうえ、町選挙管理委員会に郵送又は持参し、投票用紙を請求してください。「不在者投票の投票用紙等の請求書兼宣誓書」は、町選挙管理委員会でご用意しているほか、町ホームページよりダウンロードすることもできます。請求書の受理後、滞在先へ書類を郵送しますので、そのまま滞在先の選挙管理委員会に持参し投票してください。

お問い合わせ・ご不明な点は…おかわ町選挙管理委員会へ (裏面もご覧ください)  
《 電話 おかわ町役場本庁 42-2411 / 穂別総合支所 45-2111 》

## 7月20日（日）の各投票区投票所の場所と時間

投票区名	投票所の場所と時間	
第1投票区	四季の館 <b>いこいの広場</b>	午前7時から <b>午後7時まで</b>
第2投票区	川西第2集落センター	午前7時から <b>午後6時まで</b>
第3投票区	川西第1集落センター	
第4投票区	川東第1集落センター	
第5投票区	漁村センター	
第6投票区	春日生活館	
第7投票区	川東第2集落センター	
第8投票区	仁和会館	
第9投票区	穂別中央生活館	
第10投票区	穂別町民センター 第1会議室	
第11投票区	富内銀河会館	
第12投票区	稲里生活館	



【以下、前回の選挙と変わります。ご注意ください。】

- ① 投票の終了時間がそれぞれ1時間ずつ、繰り上がっています。
- ② 第1投票区の投票所は、四季の館「いこいの広場」です。

### 期日前投票所・不在者投票所の場所と時間

7月4日（金）から7月19日（土）まで

むかわ町産業会館 第1会議室	午前8時30分 ~ 午後8時00分
穂別町民センター 第1会議室	午前9時00分 ~ 午後7時00分

【ご注意ください】

期日前投票については、「むかわ町産業会館」又は「穂別町民センター」どちらでも投票できますが、選挙の当日（7月20日）は、投票所入場券に記載された投票所以外での投票は一切できませんのでご注意ください。